

## 介護保険における事業者運営、介護報酬等に関する質疑応答(平成22年度Vol. 1)

相模原市介護保険課(平成22年12月)

No.	区 分	質 問	回 答
			<b>(訪問介護)</b>
1	通院介助と家族の同乗	通院等乗降介助を行う際に、訪問介護員が運転する車に本人と家族が同乗して医療機関に行くことはできますか。	通院における乗降介助について、家族が対応できるのであれば、家族が行うべきものであり、その場合は通院等乗降介助を算定することは適切でないと考えます。 しかし、家族が高齢であり、集合住宅の階段や玄関等の段差により、乗降介助ができない等、やむを得ない理由がある場合には、通院等乗降介助を算定することが可能です。こうした場合であって、通院時に家族が医師から診断結果の説明を受ける等の理由があれば、通院等乗降介助の利用時に家族が同乗することは否定されないものと考えます。
2	要支援から要介護への変更時の初回加算の算定	利用者(要支援2)は、従来から介護予防訪問介護を週2回利用していて、2月16日に区分変更申請を行った。4月になって、2月16日にさかのぼって要介護1の認定を受けた。4月、サービス担当者会議の開催後に、訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者が利用者宅を訪問して指定訪問介護を提供しました。 この場合、初回加算は算定できますか。	初回に指定訪問介護を提供した月に、サービス提供責任者が指定訪問介護の提供又は指定訪問介護の提供に際しての同行を行うことが算定の要件となっています。 本件の場合、初回に指定訪問介護を提供した2月において、サービス提供責任者による所定の活動が行われていないため、初回加算は算定できません。
3	高齢者専用賃貸住宅での訪問介護による入浴介助について	高齢者専用賃貸住宅の入居者について、住宅内の各個人の居室には浴室がなく、共用部分に浴室がある場合、共用の浴室での入浴に介助が必要な入居者に対し、介護保険の訪問介護による入浴介助を行うことはできますか。	高齢者専用賃貸住宅の共用部分の浴室は、時間帯で専用で使用することが可能であれば、建物外の銭湯の場合とは異なり、入居者の居室と全く別であるとは考えにくく、居室の延長と考えることが可能です。 したがって、利用者ごとに支援の必要性を適切に判断した上で、入浴介助が必要な場合であって、1対1での20分以上の身体介助を提供する等、訪問介護の基準に適合する活動を行う場合には、介護保険の訪問介護による入浴介助を算定することが可能です。
4	(訪問介護と訪問看護等) 同一時間帯の複数種類の訪問サービスの利用について	訪問介護と訪問看護(訪問リハビリテーション)を同じ利用者に対し同一時間帯に提供することができますか。	利用者は、同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則としています。ただし、訪問介護と訪問看護、訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについて、それぞれの所定単位数が算定されます。(H12老企36) また、訪問介護と医療保険の訪問看護を利用する場合も、介護保険の訪問看護の場合と同様の取扱いとなります。 なお、訪問介護のうち掃除や洗濯等の生活援助の場合には、訪問看護と同一時間帯に提供しなければならない状況が想定できず、同一時間帯に利用することが介護のために必要であると認めることは難しいため、同時に算定することは適切ではありません。
5	訪問介護員の同居家族に対するサービス提供の禁止について	同居する訪問介護員が家族以外の同居人の場合は訪問介護サービス提供ができますか。	訪問介護の訪問介護員は、その同居の家族である利用者に対するサービス提供が禁止されています。 民法上の親族は、「6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族」とされていることから、この場合の「同居の家族」は、利用者と生活を共にしている親族と判断されます。 したがって、訪問介護員が民法上の親族に該当しない同居人の場合は、訪問介護サービスの提供が可能です。

## 介護保険における事業者運営、介護報酬等に関する質疑応答(平成22年度Vol. 1)

相模原市介護保険課(平成22年12月)

No.	区 分	質 問	回 答
<b>(訪問看護)</b>			
6	訪問看護と訪問入浴の同一時間の利用について	ターミナル期で、24時間点滴を行っている利用者について、訪問入浴を利用している時間に、訪問看護を利用することができますか。	訪問看護と訪問入浴の提供について同時算定が明確に否定されているものではないが、訪問看護の業務と訪問入浴の看護師の業務とは、重なり合っており、訪問入浴に当たって行うべき看護師の業務は訪問入浴の看護師が行う必要があり、この場合に1人の利用者に対して行う看護師の業務で2人の看護師が必要となる業務は想定されないと考えられます。 したがって、同時に2人の看護師の活動を介護保険で認めることは難しく、訪問看護と訪問入浴を同一時間に算定することは認められません。
7	がん末期について	ドクターの指示書の診断名には、乳がん及びがん転移と記載され、指示書の特記事項に、がん末期と記載されています。 この場合は、介護保険給付と医療保険給付のどちらを利用するのですか。	厚生労働大臣が定める疾病等に該当する場合は、医療保険給付の対象になります。末期の悪性腫瘍は厚生労働大臣が定める疾病等に該当しますので、指示書にがん末期と記載があれば、医療保険給付の対象になります。
<b>(通所リハビリ)</b>			
8	同一利用者による異なる単位の利用	当該事業所では、開始時間や内容が異なる2つの単位でサービスを行っています。以前、利用当日になって利用者をどちらかの単元に振り分けることは不可との指導を受けましたが、あらかじめケアプランに位置付けていけば、同一利用者が月曜は単位1、水曜日は単位2というように使い分けることはできますか。	単位によってサービス時間や内容が異なるとのことであるので、それぞれの単位の特性を考慮し、ケアプランに位置付けることによって、同一利用者が曜日ごとに単位を使い分けることは可能です。
<b>(福祉用具)</b>			
9	福祉用具貸与について	福祉用具の貸与において、車いす付属品のみでの貸与は可能ですか。	車いす付属品は、車いすと一体的に使用されるものに限られます。なお、「一体的に使用されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいいます。 ※特殊寝台付属品についても同様。
<b>(認知症対応型共同生活介護)</b>			
10	食材費の積算根拠について	食材費の積算に際し、調理専門スタッフの人件費を含めることができますか。	本来、グループホームにおける調理は、入居者と介護スタッフが共同で行うものであり、調理専門スタッフを雇用することはグループホームの趣旨に合わないものと考えられます。 国の基準では、グループホームの食材費に関する明確な積算根拠は示されていませんが、前述のことから考え、人件費は含まれないと解釈すべきです。

## 介護保険における事業者運営、介護報酬等に関する質疑応答(平成22年度Vol. 1)

相模原市介護保険課(平成22年12月)

No.	区 分	質 問	回 答
(サービス共通事項)			
11	住民登録地と居住地の関係	市内の長男の家に住民登録を置いて介護保険サービスを利用している高齢者が、市内の別の場所に居住する次男の家との間で、2~3か月交代で居住する場合には、その都度住民登録を移さないと介護保険サービスを利用できないのですか。	<p>介護保険の居宅サービスは、原則として被保険者証に記載された住民登録地において利用することになっており、旅行等の一時滞在先では利用することはできません。したがって、居住地を変更する場合は、住民登録を実際の居住地に移していただくようにしてください。</p> <p>しかし、ご質問のような事例(介護者が複数いて、その居宅間を定期的に転居する場合等)であって、住民登録を移すことが難しい場合には、本人・家族と事業者との了解のもとに、どうしても住民票を変えないで居所を変更する理由をケアプラン(各サービス計画)に明記し、適切なアセスメント及びサービス担当者会議等でサービスの必要性があると判断されれば、住民登録を変更しないで介護保険サービスを利用できる可能性はあります。個別の事例は、介護保険課にご相談ください。</p>